
新保育園建設を目指した説明会

南国市役所子育て支援課

2025年12月13日

[本日の内容]

令和12年度 開園にむけて

01 想定されるスケジュール

02 8月前回からの変更点・検討事項

03 次回の説明会

04 質疑応答



本日の内容です。

まず、令和12年度開園に向けた全体スケジュールをお示しします。

次に、前回の説明会以降の変更点や検討事項について、交通安全対策を中心に詳細を報告します。

最後に、今後のスケジュールとして次回の説明会についてご案内し、質疑応答の時間に移させていただきます。

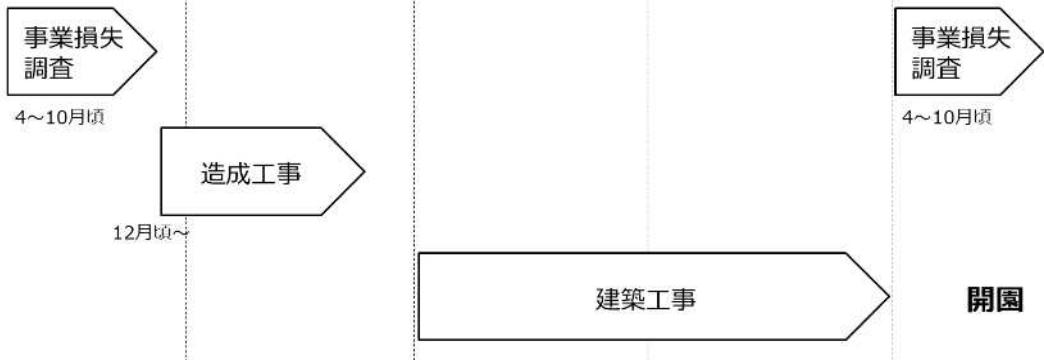
01

想定されるスケジュール

まず、新保育園開園に向けた全体スケジュールです。

[スケジュール（想定）]

令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度



こちらが令和8年度から令和12年度の開園までの全体スケジュールです。

当初、令和11年度の開園を目指していましたが、誠に恐縮ながら、開園時期を令和12年度に1年間延期させていただくことになりました。

変更理由は、事業の安全と、住民皆様との信頼関係を確立するために、懸念事項等に調査と検討に当初予定していた以上の時間をおこなうことになります。

皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力を願いいたします。

[事業損失調査とは]



■公正な補償の担保

工事によって万が一、地盤沈下や振動などで建物にひび割れなどの損害が発生した場合に、その損失額を公正に算定する根拠とするため

■原因の特定

損害が発生した場合に、工事が原因なのか、あるいは経年劣化であるのかを明確に特定できるようにするため

■建物の事前調査

建物内部、外部の現況、外構・工作物の現況、建物の基礎等の高さ等をスケッチや写真等により記録

■建物の事後調査

工事完了後、事前調査と同じ箇所を再度調査し、工事によって新たな損害が発生していないかを確認

【調査の目的】

【調査の内容】

02

8月説明会からの変更点・検討事項

[設計図面の変更点]

お手元の資料にて、ご確認ください

- ☑ 2歳児室を2階へ
- ☑ 2階のウッドデッキを撤去
- ☑ 遊戯棟2階部分を2m西へ移動
- ☑ 保育棟2階東側の屋根の形状変更
- ☑ ロータリーの位置を変更

[交通安全対策の変更点]

お手元の資料にて、ご確認ください

☑ 予告看板の一部撤去

☑ 歩道縁石に反射板設置

☑ 進入路に右左折の標示

[ポーリング調査の結果]

お手元の資料にて、ご確認ください

☑ G Lとは？
Ground Level（グランド・レベル）の略で、
「地表面の基準高さ」を意味します

☑ G L -0.4
地表から0.4mの位置

地表から0.4mの位置に、構造設計上重要な層が存在していることが確認されています。
この調査結果に基づき、安全性を確保したうえで、基礎設計を進めていきます。

[検討事項]

No.	検討事項など	具体的な対応
1	園庭からの土埃対策	舗装材を変更（真砂土▶天然芝）
2	交通量増加に伴う交通事故リスク	進入路における視認性向上等（設備対策の徹底）
3	園舎建設による日照の影響	建設地東側の該当世帯へ説明済み
4	音の影響 ・車の走行音、 ・園からの音など	遮音対策 ※騒音・振動調査の結果に基づき判断

皆様の生活環境に直結する重要な4つの検討事項について、具体的な対応策をご報告します。
まず園庭からの土埃対策になります。

[園庭からの土埃対策]

真砂土



天然芝（イメージ写真）



全面天然芝にすることで、園庭からの土埃を大幅に削減

園庭からの土埃対策については、舗装材を真砂土から砂場を除き、全面天然芝へと変更します。

これにより土埃の発生を大幅に削減し、周辺環境への影響を最小限に抑えます。

○風が土壤表面に直接あたることを芝生が防ぎます。

○芝生は単なる土壤よりもはるかに高い水分を保持します。水分を含んだ土は、乾燥した土よりも重く、粒子同士が結合しているため、風で舞い上がりにくいです。

[検討事項]

No.	検討事項など	具体的な対応
1	園庭からの土埃対策	舗装材を変更（真砂土▶天然芝）
2	交通量増加に伴う交通事故リスク	進入路における視認性向上等（設備対策の徹底）
3	園舎建設による日照の影響	建設地東側の該当世帯へ説明済み
4	音の影響 ・車の走行音、 ・園からの音など	遮音対策 ※騒音・振動調査の結果に基づき判断

[県道栗山大津線]



交通量 (単位:台)

	24時間	7~9時	17~19時
上り	2, 143	252	486
下り	2, 270	499	298
合計	4, 413	751	784

事故件数 (単位:件)

	交通事故件数 (死傷事故)	高知県事故件数 (死傷事故)
令和2年	2	1, 263
令和3年	0	1, 046
令和4年	0	943
令和5年	2	975
令和6年	0	898
令和7年 (10月末時点)	5	664

進入路が接続する県道栗山大津線の交通状況です。
この道路は制限速度40キロ、24時間の交通量は約4,400台です。

[予想される開園後の交通量（試算）]

(前提条件)

令和3年度 十市保育園 利用人数
園児数：124人 職員数：29人

新保育園 利用人数
園児数：170人 職員数：50人
(+46人) (+21人)

(試算値)

園児の送迎車：95%が車で送迎され、1台の車に平均1.2人が乗車すると仮定した場合、
 $(170 - 124) \times 95\% \div 1.2 = 36$ 台の増加

職員の通勤車：95%が車で通勤すると仮定した場合、
 $(50 - 29) \times 95\% = 20$ 台の増加

朝夕各2時間で約 56 台の増加（約 2 分に 1 台の増加）

（県道における）交通量全体の変化率として、限定的である

こちらは開園後の交通量増加の試算になります。

試算値についての仮定条件は95%の送迎としております。

園児数・職員数の増加に伴い、送迎車と通勤車を合わせると、朝夕の各2時間で約56台の増加が予想されます。

これは約2分に1台の増加にあたり、県道全体の交通量に対する変化率は限定的であるといえます。

[進入路の安全対策の必要性]



登園路として利用 ▶ 走行車両が増加 ▶ 安全対策が不可欠

[進入路の安全確保]

No.	対策・具体的な内容	狙い
1	道路の拡幅 ・ 幅員を4mから11mへ拡幅	交通の停滞リスクを最小限へ
2	視界の確保 ・ 植樹帯の撤去 ・ カーブミラーの複数設置 ・ 隅切り部分の確保	車両の相互視認性を向上 出入り時の死角の解消
3	速度抑制 ・ 進入路のハンプの設置	車両の速度の抑制
4	視覚による注意喚起 ・ 出入口に注意灯を設置	走行車や自転車との事故リスク低減

具体的な安全対策は4点です。

- 1 点目に幅員を4mから11mに拡幅し、混雑時の交通停滞リスクを最小限にします。
- 2 点目に植樹帯の撤去、カーブミラーの設置、隅切り部分の確保により、車両の相互視認性を高め、出入り時の死角の解消を徹底します。
- 3 点目に進入路にハンプを設置し、車両の速度を確実に抑えます。
- 4点目に出入口に注意灯を設置し、走行車や自転車に対し、保育園の出入りがあることを強く促し、事故リスクを低減します。

[植樹帯撤去による視界改善]

植樹帯撤去前



植樹帯撤去後（イメージ写真）



こちらは植樹帯の撤去による視界改善のイメージ写真になります。

植樹帯を撤去することで、走行車両の相互視認性が大幅に向上し、事故リスクが低減できます。

また植樹帯による遮音効果については騒音の専門家に意見を伺い、限定的であると判断し、安全を最優先しました。

[登園ルートの安全対策]

NO.	対策・具体的な内容	狙い
1	歩行空間の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 横断歩道の設置 ・ 歩道・路側帯のカラー舗装 ・ 縁石の反射板の設置 	歩行者の存在の明確化
2	一時停止・減速の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 減速喚起の標示 ・ 注意標識の設置 	車両の減速を促し、接触事故のリスク低減へ
3	周辺の環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交差点内の中央線引き通し 	優先道路（県道）の明確化
4	継続的な安全管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者への継続的な指導 ・ 近隣の学校や地域へ周知 	安全運転と安全通行を徹底

次に進入路だけでなく、登園ルート全体の安全対策です。

1点目に横断歩道やカラー舗装、反射板の設置により、歩行空間を明確化します。

2点目に減速喚起の標示や標識の設置で、進入路との交差点手前などで車両の速度をおとすよう促し、接触事故のリスクを最小限にします。

3点目に交差点内の中央線引き通しにより、優先道路を明確にします。

4点目に保護者への指導や近隣の学校等へ保育園の周知により、人による安全管理を徹底いたします。

[検討事項]

No.	検討事項など	具体的な対応
1	園庭からの土埃対策	舗装材を変更（真砂土▶天然芝）
2	交通量増加に伴う交通事故リスク	進入路における視認性向上等（設備対策の徹底）
3	園舎建設による日照の影響	建設地東側の該当世帯へ説明済み
4	音の影響 ・車の走行音、 ・園からの音など	遮音対策 ※騒音・振動調査の結果に基づき判断

次に園舎建設による日照の影響についてです。

こちらは該当世帯へは説明済みですが、今回の場を借りて日影規制についてご説明させていただきます。

[日影規制の概要]

■根拠法令

- 建築基準法第56条の2
- 高知県建築基準法施行条例第18条

■規制の目的

日影の長さを制限することで、良好な住環境を守る

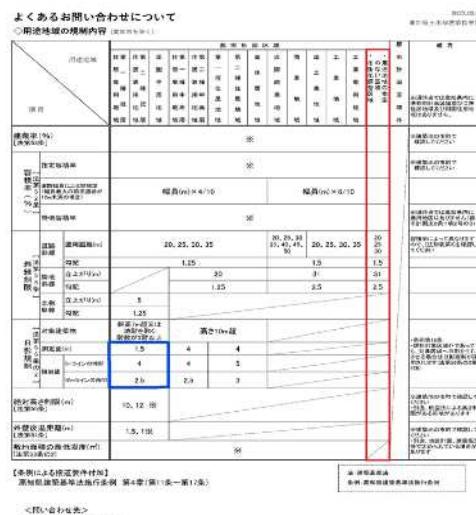
■今回の判断基準

冬至の日（最も日影が長い日）の

8時から16時までの間で、

敷地境界線から10mラインで**2.5時間以上**

日影にならないようにする必要がある



こちらは日影規制に関する法令上の概要になります。

この規制は、建築基準法に基づき、良好な住環境を守ることを目的としています。

今回の判断基準は、冬至の日の午前8時から午後4時までの間で、敷地境界線から10mのラインで

2.5時間以上日影にならないようにするという、法的な最低限の基準です。

[日影図の結果]



日影規制の基準を満たしている

園舎建設における日照の影響を受ける世帯へ個別説明

日影図の結果となります。

結論として、新園舎の設計は、日影規制の基準をすべて満たしていることを確認しました。
ただし、基準を満たしているとはいっても、日照に影響を受ける建設地東側の該当世帯へは、
すでに個別にご説明をさせていただいております。

[検討事項]

No.	検討事項など	具体的な対応
1	園庭からの土埃対策	舗装材を変更（真砂土▶天然芝）
2	交通量増加に伴う交通事故リスク	進入路における視認性向上等（設備対策の徹底）
3	園舎建設による日照の影響	建設地東側の該当世帯へ説明済み
4	音の影響 ・車の走行音、 ・園からの音など	遮音対策 ※騒音・振動調査の結果に基づき判断

次に音の影響についてご説明します。

[騒音・振動調査について]

全国的な背景として

保育園の園児の声や活動音、車の走行音は、周辺住民との間で全国的にも問題として取り上げられる事例があり、社会的な関心が高まっています

開園したあと、問題が顕在化する前に、“予防的”な意味で調査を実施

調査により、予定地の騒音レベルを客観的データとして、正確に把握

調査結果に基づき、遮音塀の設置など具体的な対策を検討

全国的な背景として、近年、保育園の園児の声や活動音、送迎に伴う走行音について周辺住民との間で、

問題として取り上げられる事例があり、社会的な関心が高まっています。

それを踏まえて、市としては、開園後に問題が顕在化する前に予防的な意味で調査を実施します。

調査の目的は園舎建設の可否を判断することではなく、工事開始前の現在の騒音レベルを客観的なデータとして正確に把握することです。

この客観的なデータに基づき、遮音塀の設置など、具体的な対策を検討してまいります。

03

次回の説明会

最後に今後の予定についてご報告します。

[説明会の内容]

令和8年3～4月頃 開催予定

☑ 今回説明会からの変更点・検討事項

☑ 騒音調査の結果・具体的な対策

令和8年3～4月頃の開催を予定しております。

主な内容として、今回説明会からの最終的な変更点・検討事項、そして騒音調査の結果と

それに基づく具体的な遮音対策について詳細にご説明する予定です。